

岩手県告示第360号

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第14条第2項の規定により、平成23年度岩手県地域限定通訳案内士試験を次のとおり行う。

平成23年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験科目

(1) 筆記（第1次）試験

ア 外国語（記述式）

英語、中国語及び韓国語のうち、受験者の選択する1か国語（国内の会場で中国語を選択する場合、簡体字又は繁体字を選択できる。）

イ 岩手県の地理（多肢選択式）

ウ 岩手県の歴史（多肢選択式）

エ 岩手県の産業、経済、政治及び文化（多肢選択式）

(2) 口述（第2次）試験

通訳案内の実務（筆記試験で選択した外国語による実践的コミュニケーション能力。人物考査を含む。）

2 受験資格、試験の期日及び場所並びに合格者の発表期日及び発表方法

	筆記（第1次）試験	口述（第2次）試験
受験資格	年齢、性別、学歴、国籍その他の制限はない。	筆記（第1次）試験に合格した者
試験の期日	(1) 平成23年8月28日(日) 外国語 午前10時から正午まで (2) 平成23年10月2日(日) ア 岩手県の地理 午後1時20分から午後2時まで イ 岩手県の歴史 午後2時20分から午後3時まで ウ 岩手県の産業、経済、政治及び文化 午後3時20分から午後4時まで	平成23年12月18日(日)
試験の場所	岩手県盛岡市。ただし、通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第5条の規定による平成23年度通訳案内士試験との併願者の外国語（記述式）の試験については、通訳案内士試験の会場で外国語試験を受験するため、通訳案内士試験と同一の場所（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、京都府、広島市、福岡市、那覇市、ソウル市、北京市、香港特別行政区及び台北市（ソウル市では韓国語のみ、北京市及び香港特別行政区では中国語（簡体字）、台北市では中国語（繁体字）のみ実施する。))となる。	岩手県盛岡市
合格者の発表期日	平成23年11月18日(金)（予定）	平成24年2月3日(金)（予定）
合格者の発表方法	岩手県庁前の掲示板に受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否結果を通知する。 なお、一部の科目について合格点を得た場合は、その旨を文書にて通知する。	岩手県庁前の掲示板に受験番号を掲示するとともに、岩手県報において受験番号及び氏名を公示し、受験者全員に合否結果を通知する。 また、最終合格者には、岩手県地

	域限定通訳案内士試験合格証書を 交付する。
--	--------------------------

### 3 受験手続

#### (1) 受験願書の受付期間及び受付時間

平成23年5月30日(月)から同年6月24日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

なお、受験願書を郵送する場合は、同年6月24日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

#### (2) 受験手数料

岩手県収入証紙8,700円を受験願書に貼付すること。受験手数料は、受理した後は一切返還しない。

#### (3) 受験願書提出先

岩手県商工労働観光部観光課(〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号019-629-5574)

### 4 試験の一部免除

#### (1) 岩手県地域限定通訳案内士試験に合格した者又は平成22年度岩手県地域限定通訳案内士試験を受験した者

##### ア 岩手県地域限定通訳案内士試験に合格した者

岩手県地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該試験において選択した外国語と異なる外国語による岩手県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、筆記試験のうち、「岩手県の地理」、「岩手県の歴史」及び「岩手県の産業、経済、政治及び文化」を免除する。

##### イ 筆記(第1次)試験に合格した者

平成22年度岩手県地域限定通訳案内士試験のうち、筆記(第1次)試験に合格し、口述(第2次)試験に不合格又は口述(第2次)試験を未受験の者は、願いにより、筆記(第1次)試験の「外国語(当該試験において選択した外国語と同一の外国語に限る。）」、「岩手県の地理」、「岩手県の歴史」及び「岩手県の産業、経済、政治及び文化」を免除する。

##### ウ 筆記(第1次)試験の一部の科目に合格している者

平成22年度岩手県地域限定通訳案内士試験の筆記(第1次)試験で、一部の科目について合格基準点に達した者は、願いにより、当該科目(外国語は当該試験において選択した外国語と同一の外国語に限る。)の筆記(第1次)試験を免除する。

#### (2) 通訳案内士試験若しくは通訳案内業試験に合格した者又は平成22年度通訳案内士試験を受験した者

##### ア 通訳案内士試験又は通訳案内業試験に合格した者

通訳案内士試験又は通訳案内業試験に合格した者が、当該試験において選択した外国語と同一の外国語による岩手県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、外国語筆記試験を免除する。

##### イ 通訳案内士試験の外国語筆記試験に合格している者

平成22年度通訳案内士試験の外国語筆記試験で合格基準点に達した者が、当該試験において選択した外国語と同一の外国語による岩手県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、外国語筆記試験を免除する。

#### (3) 他の都道府県知事が実施した地域限定通訳案内士試験に合格した者又は平成22年度に他の都道府県知事が実施した地域限定通訳案内士試験を受験した者

##### ア 他の都道府県知事が実施した地域限定通訳案内士試験に合格した者

他の都道府県知事が実施した地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該試験において選択した外国語と同一の外国語による岩手県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、外国語筆記試験を免除する。

##### イ 外国語筆記試験に合格した者

平成22年度に他の都道府県知事が実施した地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験で合格基準点に達した者が、当該試験において選択した外国語と同一の外国語による岩手県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、外国語筆記試験を免除する。

#### (4) 実用英語技能検定1級に合格している者

財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の1級に合格した者が英語による岩手県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、外国語（英語に限る。）筆記試験を免除する。

5 受験願書及び試験施行要領の配布場所

受験願書及び試験施行要領は、次の場所で配布する（郵便により請求する場合は、住所、氏名及び郵便番号を記載し、120円分の切手を貼付した返信用封筒（角形2号、縦33.2センチメートル、横24センチメートル）を同封して、岩手県商工労働観光部観光課あて請求すること。）。

名 称	住 所	電 話
岩手県商工労働観光部観光課	〒020-8570 盛岡市内丸10番1号	019-629-5574
盛岡広域振興局経営企画部	〒020-0023 盛岡市内丸11番1号	019-629-6510
県南広域振興局経営企画部	〒023-0053 奥州市水沢区大手町一丁目2番地	0197-22-2812
県南広域振興局総務部花巻総務センター	〒025-0075 花巻市花城町1番41号	0198-22-4911
県南広域振興局土木部北上土木センター	〒024-8520 北上市芳町2番8号	0197-65-2738
県南広域振興局土木部遠野土木センター	〒028-0525 遠野市六日町1番22号	0198-62-9938
県南広域振興局総務部一関総務センター	〒021-8503 一関市竹山町7番5号	0191-26-1414
県南広域振興局土木部千厩土木センター	〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方85番地2	0191-52-4971
沿岸広域振興局経営企画部	〒026-0043 釜石市新町6番50号	0193-25-2717
沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター	〒027-0072 宮古市五月町1番20号	0193-64-2211
沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター	〒022-8502 大船渡市猪川字前田6番地1	0192-27-9911
県北広域振興局経営企画部	〒028-8042 久慈市八日町一丁目1番地	0194-53-4981
県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6番地3	0195-23-9201

6 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部観光課にお問い合わせください。